

湯浅町部落差別を解消するための条例 策定委員会公募委員の募集について

平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行されました。湯浅町においても、今なお残る部落差別問題の早期解消を目的に、条例を策定することで、一人一人の人権が尊重されるまちづくりを目指します。

本条例を策定するにあたり、住民参加により条例に盛り込む内容を審議していただくため、「湯浅町部落差別を解消するための条例策定委員会」を設置します。

つきましては、下記のとおり委員を募集しますので、応募を希望される方は、下記の募集要項に基づき所定の申込書に必要事項を記入のうえお申し込みください。

湯浅町部落差別を解消するための条例策定委員会公募委員募集要項

- 1 **募集人数** 若干名
- 2 **任期** 委嘱日から町長への提言完了まで（平成 30 年度中予定）
※提言完了まで、4 回程度の会議を行う予定です。
- 3 **応募資格** 湯浅町に 1 年以上居住している 18 歳以上の方
（平成 30 年 4 月 1 日現在）
- 4 **応募期限** 平成 30 年 7 月 17 日（火）17 時まで
- 5 **応募方法** 「公募委員申込書」に必要事項を記入のうえ、人権推進課（総合センター）まで持参若しくは郵送（締切日時必着）により提出してください。
※申込書は人権推進課（総合センター）に取りに来ていただくか町ホームページよりダウンロードしてください。
- 6 **選考方法** 書類選考のうえ、結果は 7 月中旬に通知します。
- 7 **報酬** 4,200 円/回（費用弁償含む）
- 8 **申込み先（問合せ先）** 湯浅町人権推進課人権係（総合センター）
〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2707-1
☎ 0737-64-1126 Fax.0737-63-3792

※応募用紙の返却はいたしません。

※応募用紙に記入されている個人情報、委員選考以外に使用しません。

4 月から機構改革により、人権推進室は人権推進課となりました。
総合センターが事務所となっています。

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

人権尊重委員会
人権推進課
（総合センター）
☎64-1126
jinsui@town.yuasa.lg.jp

123.「あん」上映会のお知らせ



◆日 時：7月21日（土）

上映 19 時～（開場 18 時 30 分～）

【上映時間 1 時間 53 分・日本語字幕あり】

※悪天候により、上映が困難な場合は、8 月 4 日（土）15 時上映に延期いたします。

◆会 場：湯浅町総合センター 2 階 大ホール

◆駐 車 場：住宅跡地【総合センター南側】

◆入場無料 ※先着順で満員になり次第入場を制限いたします。

◆手話通訳あり

◆一時保育あり

※一時保育のお申し込みは、7 月 17 日（火）までに人権推進課（総合センター）へご連絡ください。

作品介绍

縁あってどら焼き屋「どら春」の雇われ店長として単調な日々を過ごしていた千太郎（永瀬正敏）。その店の常連客である中学生のワカナ（内田伽羅）。

ある日、求人募集の貼り紙を見て、その店で働くことを懇願する老女・徳江（樹木希林）が現れ、粒あん作りを任せるとに。徳江の作る粒あんはあまりにも美味しく、店は大繁盛。

しかし、心ない噂が、彼らの運命を大きく変えて…。一日日常生活に潜む差別意識や、生きる意味をさりげなく問いかける作品です。

主催 湯浅町人権尊重委員会

後援 湯浅町・湯浅町教育委員会

人権擁護委員に委嘱されました

人権推進課（総合センター）
☎64-1126

平成 30 年 7 月 1 日付けをもって、法務大臣から平林園子氏が人権擁護委員として委嘱（新任）されました。湯浅町には、湯浅町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員の方々がおられます。（敬称略）

■増元 貞夫 ■星山 俊二 ■藤本 嗣子 ■中尾 一平 ■平林 園子

※ 金野 從子さんが平成 30 年 6 月 30 日をもって退任されました。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。